

暫定的減免税制度の適用期限の到来

令和 4 年 1 0 月 3 1 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

航空機部分品等免税制度

制度の概要（関税暫定措置法第4条）

- ①航空機の部分品並びに航空機及びその部分品の製作に使用する素材
②人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの部分品等並びにその製作に使用する素材のうち、国産困難と認められるものについて、その関税を免除するもの。
- 航空宇宙産業における国産開発、国際競争力の度合等、その時々々の制度を取り巻く状況を勘案の上、その延長の適否を検討するべく、3年の暫定措置としている。

制度の利用状況

(単位：億円)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (注)	令和3年度 (注)
輸入額	619	729	745	398	214
免税額	22	27	27	14	7

(注) 新型コロナウイルス感染拡大の影響による航空機需要の減少等のため、令和2年度及び令和3年度は輸入額・免税額ともに低調。

(出典：財務省調べ)

(参考) 制度の利用例



シール(樹脂製)(3926.90-029)
税率:3.9%



スリーブ(アルミ製)(7609.00-000)
税率:3.0%



ナット(鉄鋼製)(7318.16-090)
税率:2.8%

航空機部分品等免税制度

航空機産業の状況

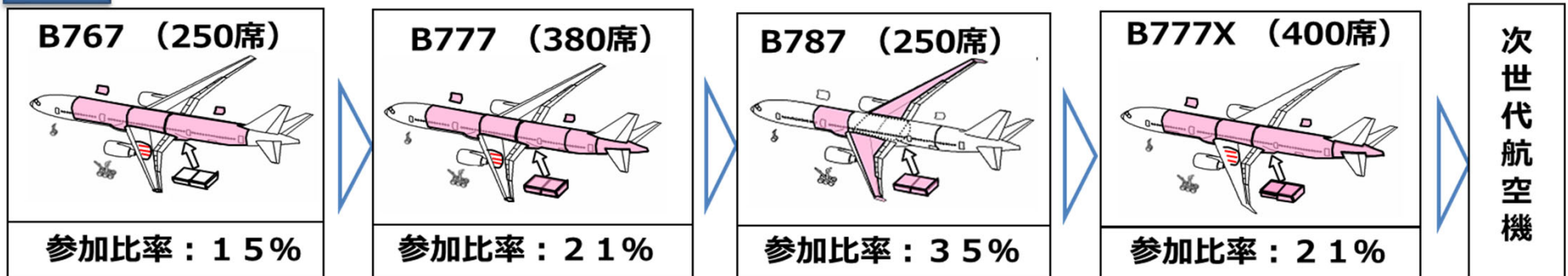
1. 航空機産業の概要及び状況

- 航空機産業は、その部材・素材の高度化等による他産業への技術的波及効果が大いという特徴を有し、中長期的に市場規模の拡大が見込まれる。
- 他方、新型コロナウイルス感染拡大の影響により航空機需要は全世界的に大幅減少。コロナ前の水準への回復には2024年頃までかかる見通し。

2. 国際共同開発

- 民間航空機開発は、巨額の開発費や長期の投資回収期間を必要とするため、国際共同開発が趨勢。本邦航空機産業は、米国航空機製造企業等の機体の国際共同開発に参画することを通じて成長。
- 航空機製造のための部分品等は、国内での生産者不在や規格品の指定等を理由に国産困難なものがある。本邦企業は国産困難な部分品等を輸入に依存している。

機体



(出典：一般財団法人 日本航空機開発協会)

航空機部分品等免税制度

宇宙産業の状況

1. 宇宙産業の概要及び動向

- 世界では民間企業による宇宙ビジネスが急速に拡大し、従来の政府主導型の宇宙開発から、民間企業が主導して衛星の製造・打上げ・軌道上サービスを行う形式が主体となりつつある。こうした中で大量の小型衛星を打上げ、一体的に運用する「小型衛星コンステレーション」の構築の動きが国内外で進展。
- 衛星及びその打上げのためのロケット等、宇宙産業の国際競争力の強化が重要。

(参考) 世界の宇宙産業の市場規模は約2,700億ドル(約30兆円、2020年)。我が国は、宇宙産業の規模(約1.2兆円)を2030年代早期に倍増することが目標(宇宙基本計画(令和2年6月閣議決定))。

2. H3ロケットの開発状況

- JAXA及び本邦企業は、日本政府の衛星だけでなく民間衛星の打上げでの活用も想定し、打上げコストの大幅削減を可能とするH3ロケット(H-IIA・H-IIBロケットの後継機)を開発中。
- ロケット製造のための部分品等は、国内での生産者不在や規格品の指定等を理由に国産困難なものがある。本邦企業は国産困難な部分品等を輸入に依存している。



H-IIA H-IIB H3

(出典：JAXA(宇宙航空研究開発機構))

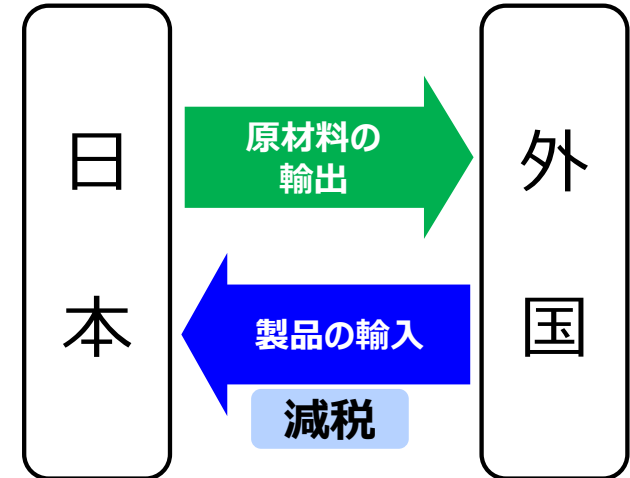
改正の方向性

- 航空機部分品等免税制度は、航空宇宙産業の状況及び本制度が航空宇宙産業の新しい技術開発や事業化を支援する政策であること等に鑑み、中期的な期間を設定することが妥当であることから、適用期限を3年延長することとしたい。

加工再輸入減税制度

制度の概要（関税暫定措置法第8条）

- 我が国から加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品が、原則として輸出の日から1年以内に輸入される場合、その製品に課される関税のうち原材料相当分を軽減するもの。
- 本制度の対象となっている繊維産業及び皮革産業について、原材料の国内生産者が、制度利用により国内生産を維持しつつ構造改善を行い、国際競争力をつけるまでの措置であり、国内産業の状況等を勘案の上、その延長の適否を検討するべく、3年の暫定措置としている。



（注）減税額は、製品の関税額に製品価格に占める本邦から輸出した原材料価格の割合を乗じて算出

制度の利用状況

（単位：億円）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (注)	令和3年度 (注)
製品輸入額	3,048	3,102	2,644	1,845	1,841
減税額	119	117	106	74	69

（注）新型コロナウイルス感染拡大の影響による国内衣料品需要の落込み等のため、令和2年度及び令和3年度は製品輸入額・減税額ともに低調。（出典：財務省調べ）

（参考）制度の利用例



履物（甲）の部分品
(6406.10-000)



革製靴の甲 (6406.10-110)
税率：25%



化学繊維の織物
(5407.61-290)

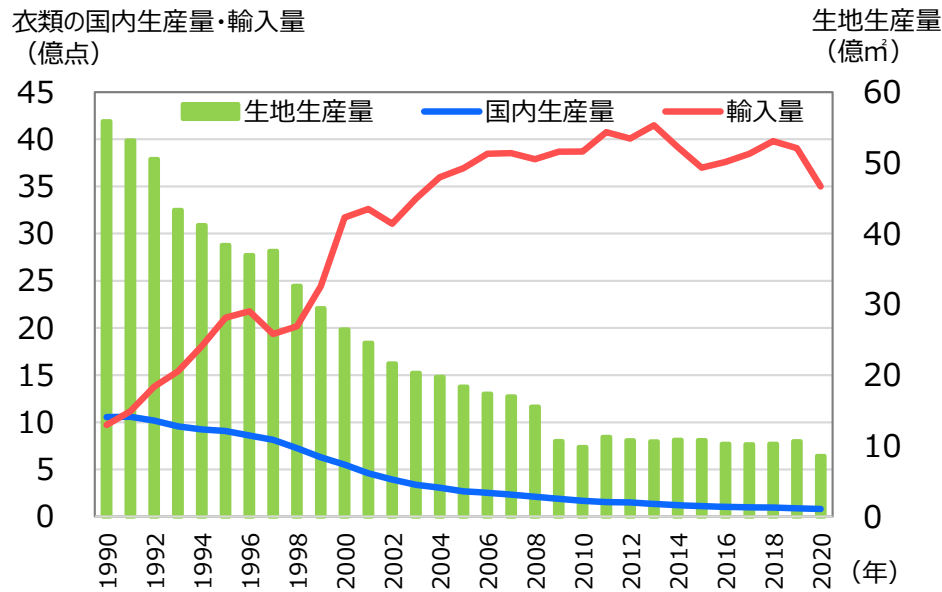


コート (6201.40-200)
税率：9.1%

加工再輸入減税制度

繊維産業の状況

- 衣類の国内生産量は減少し、海外からの輸入量は増加傾向。
- 国産生地等を海外で製品化後、再輸入することで国産生地等の競争力を強化。

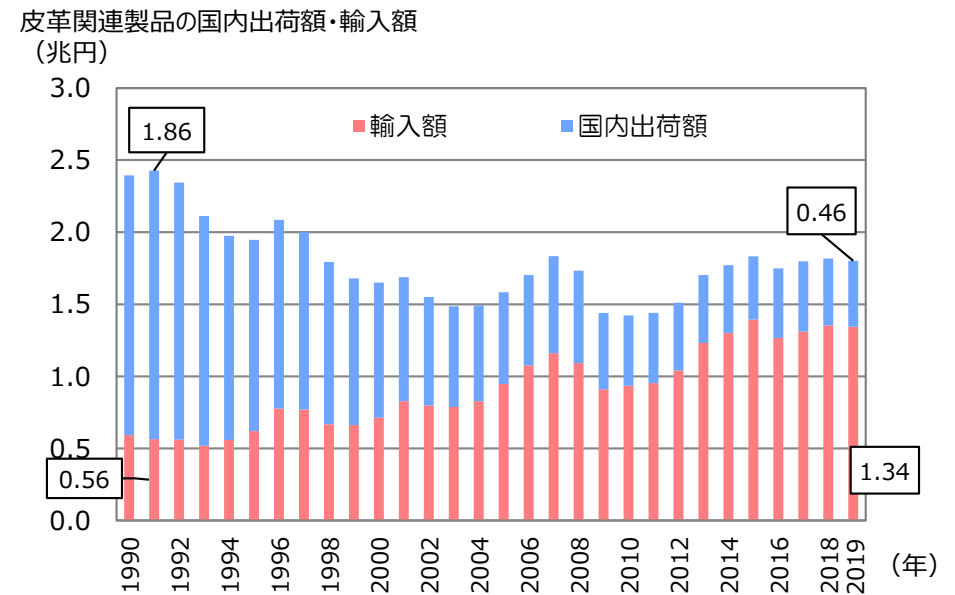


衣類の国内生産量・輸入量、生地の生産量の推移

(出典：日本繊維輸入組合、経済産業省繊維・生活用品統計年報)

皮革関連産業の状況

- 皮革関連製品の国内出荷額は減少し、海外からの輸入額は増加傾向。
- 本制度により国産皮革等の利用を促進。また、国産製品のブランド化や設備導入による生産性向上の取組を実施。



皮革関連製品の国内出荷額及び輸入額の推移

(出典：経済産業省工業統計調査、財務省貿易統計)

改正の方向性

- 加工再輸入減税制度は、繊維・皮革関連産業の状況及び本制度が産業の構造改善や国際競争力の強化を支援する政策であること等に鑑み、中期的な期間を設定することが妥当であることから、適用期限を3年延長することとしたい。